

城東高校での生活を充実したものとするために（生徒心得）

本校は、1902（明治35）年の創立以来、先輩たちが築いてきた輝かしい歴史と伝統があり、校歌を校訓としてきました。校歌では、親和・協調、真理探究、久遠の母校を築くことを理想としています。この理想のもとで、人権を尊重し、健康・誠実・友愛に満ちた心豊かな人間性を養うとともに、自ら学ぶ意欲をもち、主体的に考え判断し行動できる人材の育成をめざしています。

1 **I am OK** よりよい高校生活とするために

- (1) 規則正しい生活をし、健康な心身をつくろう。
- (2) 自ら課題を見つけ、主体的な学習をしよう。
- (3) 個性や特技を伸ばそう。
- (4) 地域社会との交流を深め、社会に奉仕する心を育てよう。

2 **You are OK** 学友との生活を気持ちよく送るために

- (1) 人権を尊重して、誠実で友愛に満ちた心を育てよう。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」との強い認識をもとう。
- (3) 自己に対する義務や責任を自覚しよう。
- (4) 時、場所、場合にふさわしい礼儀や挨拶、ことばづかいを心がけよう。
- (5) 環境美化に努めるとともに、公共物を大切にしよう。
- (6) 所持品は、自他の区別を明確にし、自らが責任をもって管理しよう。
- (7) 交際は、互いを尊重し合い節度あるものとしよう。

3 **We are OK** 事故を未然に防止するために

- (1) 高校生としてふさわしい行動をし、節度ある生活を心がけよう。
- (2) 社会の一員としての自覚を持ち、社会のルールを守り、人に迷惑をかける行動をしよう。
- (3) 交通規則を守り、交通マナーの向上と安全意識の高揚に努めよう。

4 学校生活を送るための守るべき『きまり』

- (1) 始業開始時間を守り、無断外出しないこと。
- (2) 不必要なお金や娯楽品などは持ってこないこと。
- (3) 無断で火気や薬品等を使用しないこと。
- (4) 施設・設備の使用は管理責任者の許可を得ること。
- (5) 携帯電話・スマートフォンは登校後電源を切り鞆の中に入れ使用しないこと。
(許可なく校内では、携帯電話・スマートフォンで音楽を聴く、ゲーム、写真撮影等は禁止)

(6) 決められた届出・願出を提出すること。

① 届 出

- ア 遅刻・早退・忌引き・公欠のとき。
- イ 被害・加害の事故があったとき。
- ウ 本人・保護者に異動があったとき。
- エ 学校の施設・設備を破損したとき。
- オ 法令に触れる行為で補導されたとき。

② 願 出

- ア 各種の証明書の発行を受けるとき。
- イ 留学・休学・転学・退学・復学をするとき。
- ウ 追考査や補講を受けるとき。
- エ 運転免許を取得するとき。(3年生で進路が内定し、条件を満たしている者。)
- オ 自転車通学をするとき(「自転車通学規程」参照)。
- カ 校内での金品の募集又は物品の売買をするとき。
- キ 通学に異装の必要なとき。
- ク 校内での掲示をするとき。
- ケ 学校の施設・設備を使用するとき。
- コ 入室(遅刻)・外出・早退・居残りをするとき。
- サ アルバイトをするとき。
- シ 校内外での会合・行事・集会等の実施または参加をするとき。

(7) 服装についての『きまり』を守ること(「服装規程」参照)。

自転車通学規程

本校周辺の通学道路は、交通量が多く大変危険な状況にあります。自転車通学生はこのような環境のもとで通学していることを自覚し、常に交通規則を守り自他の生命の安全に努めましょう。

- 1 自転車通学をする者は『自転車通学届』を提出すること。自転車通学届を提出した者は自転車の後部に登録番号ステッカーを貼付すること。
- 2 二人乗りや雨天時の傘差し運転、夜間の無灯火、携帯電話・スマートフォン、ヘッドフォンを使用しながらの運転、並進運転等、道路交通法違反をしないこと。
- 3 校内では自転車を押して歩き、所定の自転車置場に整頓して駐輪すること。
- 4 自転車はいつも正しく整備し、特にブレーキ、ライト、ベルの点検を怠らないこと。
- 5 ヘルメットの着用を心がけること。

服装規程

通学時より本校所定の制服を着用するものとする。

服装等は学校生活に適した清楚なものとし、城東高校の生徒としての品位を保つものであること。

制服等については次のとおりとする。

1 制服

冬期（原則として10月～5月）は、本校所定の冬服を着用する。

夏期（原則として6月～9月）は、本校所定の夏服を着用する。

合服は、本校所定のベストまたはセーターを着用する。

体育時の服装は、本校所定の体操服を着用する。

2 靴

本校が指定する靴（黒色・革製のコインローファーという型・金具なし）を通学靴とする。

ただし体育時は、屋内で行う場合は本校所定の体育館シューズを使用する。屋外で行う場合はグラウンドシューズを使用するが、特に指定はしない。

3 靴下

スラックス着用タイプの制服における靴下は、白・黒・紺・グレー系の華美でない靴下とする。

スカート着用タイプの制服における靴下は、下記に定める式典や公式行事においては本校所定のグレーのハイソックス（冬期）、または紺の靴下（夏期）とし、通常時はスラックス着用タイプの規定に準ずるものでもよいとする。

冬期にストッキング（タイツ）を履く場合は黒またはベージュとする。

式典や公式行事の時にストッキング（タイツ）を着用する場合は、黒とする。その場合、ストッキング（タイツ）の上に履いてもよい靴下は黒の無地とする。

●始業式・終業式・入学式・賞状授与式・卒業式・その他式典

●上記以外で、所定の靴下の方がふさわしいと考えられる行事

4 ベルト

本校が指定する型の皮の黒色学生ベルト、バックルはシンプルなものとする。（ベルト通しは、皮でできているものとする。）

5 その他

(1) 頭髪は清潔簡素にし、パーマ・カール・染髪・脱色は禁止する。

(2) 化粧等はしない。ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。

(3) コート類やマフラーは華美でないものとする。室内においては着用しない。（防寒着はブレザーの上に着用すること。）

(4) 怪我等により、やむをえず正規以外の服装で登下校しなければならない場合は、ホームルーム担任を通じて、生徒課に申し出て、略装の許可を得ること。